

## 常駐の法律事務所の早期開設を求める決議

名寄市では、1977年から約四半世紀以上に渡り弁護士不在の状況が続いていましたが、法律事務所設置に係る官民一体となった誘致活動や旭川弁護士会のご尽力により、2004年4月に「名寄ひまわり基金法律事務所」が開設され、さらに2010年には以前に本市へ着任されていた弁護士が市内に法律事務所を開設しました。

以来14年間、法律事務所2か所体制により、本市のみならず道北地域全体の法律的問題解決に非常に大きな役割を果たしていただいておりましたが、2024年7月に「名寄ひまわり基金法律事務所」が突然閉鎖され、現在は法律事務所1か所（弁護士1人）のみとなっています。

本市を含むこの道北地域では、急速に少子高齢化が進んでおり、今後、見守りが必要な高齢者の増加や親亡き後の障がい者への対応など成年後見制度等の潜在的な対象者の増加も見込まれます。

加えて、成年後見以外にも、児童虐待などの対応、多重債務整理に伴う専門的知識の享受、特殊詐欺など消費者被害の対応、遺産分割など相続案件の処理、空き家の適正管理など、法律の専門家の関与が必要な場面は枚挙にいとまがありません。

また、名寄市に隣接する士別市は弁護士非常駐の状況となっており、現在の名寄市の法律事務所1か所、弁護士1人体制において、利益相反などを理由に当該弁護士が受任できない場合は旭川市まで出向いて法律相談するしか選択肢がありません。

しかし、旭川市までの距離は約80kmあり、かつ、JRなどの公共交通のアクセスも不便で、高齢者などの交通弱者は相談すること自体も困難になっています。

これらの課題を解決するとともに、一定の法律相談事案が存在する名寄市を中心とした道北地域において、個人間訴訟や調停、福祉や介護と連携した法的支援など、多様化複雑化する地域住民の様々なニーズに適切かつ迅速に対応するためには、法律の専門家にいつでも相談ができる、住民のもとへいつでも相談に行っていただける弁護士の存在が必要です。また、個々の法律相談に対応するだけではなく、この地域の行政機関、福祉機関、医療機関、商工関係、周辺市町村などの団体とネットワークを構築し、専門的知見を活かして継続的に法律的事案に関与いただくためには、関係機関の担当者と顔の見える関係を築くことが重要であり、遠隔地からの出張ではなく名寄地域に密着し、常駐する弁護士の存在が必要不可欠であります。

よって、名寄市議会としては、本市に可能な限り早期に法律事務所を設置し、1名以上の常勤弁護士を配置いただくよう強く求めるものです。

以上、決議する。

令和8年1月19日

北海道名寄市議会